

平成30年度 ブルーインター 事業計画

事業所名	ブルーインター		
施設長名	伊藤幸恵		
実施事業	母子生活支援		
開設年月日	平成15年4月1日		
所在地	鳥取県倉吉市福守町407-14		
正規職員数	6名		
臨時職員数	5名		
パート職員数	2名		
定員	30世帯	目標利用世帯数21世帯	利用率70%
職員配	施設長1名・施設長補佐兼母子支援員1名・保育士1名 母子支援員3名・少年指導員兼事務員3名・調理員等1名 心理療法担当職員1名・宿直担当者2名 計13名		

1 基本方針

児童福祉法の、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない」「すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」の規定にのっとり、唯一母子で入所できる児童福祉施設として、児童の心身共に健全な育成を母と共に目指して、様々な事情で困難な環境に陥っている母子が、生活力と、精神力を取り戻し、自信をもって、力強く地域で自立していけるように思いやりと、感謝の心で支援します。

2 運営

一般的・常識的な「日常」が、入所世帯の「日常」とは限らないということを念頭に置き、表面的な見方ではなく、慎重に、隠れた問題を探り、根本的な解決を目指した、思いやりで満ちた関わりを心がけることで、母子が笑顔と喜びで満ちた、本当の意味での自立が出来るよう努めます。

- (1) 親子遠足、親子クッキング、クリスマス会など、母子で参加していただく行事や入所者全体での行事を通じ、母子の楽しい思い出を行っていきます。
- (2) 春休み、夏休み、冬休みに学童保育を実施し、学校とは違う異年齢の集団で、一定のルールのある中での、行事や学習活動を通じ、入所児童にソーシャルスキルやコミュニケーションスキルを身につけてもらい、それを高めていくよう導きます。
- (3) 施設内の掲示物や壁面、行事などに、季節感や伝統のあるものを積極的に取り入れ、母子に心豊かな生活を提供します。
- (4) DV、生活困窮者の中で、子育てについての悩みや、場合によっては苦しみ、痛みを抱えておられる母子に、できる限り寄り添い、職員もスキルアップに努め、母子に積極的に助言し、母親自らが問題の解決に能動的に行動できるように導きます。

3 主な実施事業

- (1) 施設整備事業

①一階床シート張替え工事 260千円

②相談室増築及び幼児用トイレ整備工事 8,640千円

(2) 事業活動

①母親支援事業

母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援を行います。

- ・あつたまろう DAY (随時)
- ・惣菜 DAY (月1回)
- ・リフレッシュ保育 (月1回)

②児童支援事業

子どもの自己実現を目指して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成するための支援を行います。

- ・学童保育 (春休み・夏休み・冬休み)
- ・すずらん教室 (月8回)
- ・おやつ提供 (月2回)

③施設環境事業

花や自然に親しむことで豊かな心を育む支援を行います。

- ・ブルインファーム (年間)
- ・花いっぱい運動 (年間)

④地域密着事業

地域の具体的な福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして、地域の子育て支援を行います。

- ・ブルーインター版ネウボラミニ

切れ目のない家族支援をめざし、地域の中の一人親世帯の相談にのっていきます。場合によっては、情報の提供や、関係機関の紹介を行います。

注) ネウボラ

フィンランド語で「ネウボ (neuvo)」=アドバイス 「ラ (la)」=場所という意味。フィンランド発祥の、妊娠から出産、子どもが生まれた後も基本的には6歳まで切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスのこと。

- ・つながるプロジェクト

母親や子どもと、地域との交流を大切にし、交流をひろげるための、地域への働きかけを行います。

- ・ブルーインター広報室

母子生活支援施設の認知度を、安全な方法で高めて行きます。

4 安全管理・衛生管理

(1) 年に2回、母子を対象に健康診断を実施し、母子の健康状態を把握します。感染症流行情報提供や消毒液を設置し、感染症予防に取り組みます。職員も年2回の定期健康診断と毎月検便検査を実施し、調理等の事業、支援等に支障のないよう衛生管理に努めます。

(2) 安全点検管理分担表に基づき、各担当職員が各担当箇所(point check)を行います。また、大型遊具についても、月に2回点検を行います。

- (3) 防犯カメラを施設各所に設置し、死角を減らし、夜間モニターの機能向上もしたことで、施設内外（夜間も含め）の人や車の動きを、いち早くとらえ、些細な変化にも素早く対応することで、入所者様の無用な不安を防ぎ、精神的な安定を維持することを努めます。
- (4) 通学路の確保及び近隣地域の皆様の雪道安全確保のため、歩道などを歩行用除雪機で除雪を行います。

5 防火・防災・救助体制

- (1) 消防設備の定期的な点検を実施し、防災意識の徹底と防災教育に取り組み、入所世帯及び職員の安全を確保することに努めます。
- (2) 防火・防災・避難訓練及び消火訓練は毎月1回実施し、年に1回消防署の指導のもと訓練を実施するとともに、年1回隣接するインターグループホームと合同で訓練を実施します。

6 職員の資質の向上と研修

(1) 外部研修・発表会への参加

よりよい支援をしていくために、母子生活支援施設協議会、児童入所施設協議会等に属し、DVに対する知識や被虐待児に対する対応方法、母親への関わり方を学びます。また、県が実施する児童福祉司任用資格認定研修に参加し、専門性の向上を目指します。また、子どもたちと関わる為のスキルを上げるため、倉吉児童相談所にて行われる「親子関係が良くなる声掛け研修」に参加します。

セカンドステップ（問題解決能力を身につけ、怒りや衝動をコントロールできる方法）、**passage**（パセージ・アドラー心理学）を受講し新しい育児の方向性を提示できるように資格を取得して行きます。

(2) 法人内部研修への参加

管理職・中級職員研修、接遇研修、文書研修、事務処理研修、新任職員研修・初級職員研修等の法人内研修に参加して行きます。

(3)施設内の OJT・職場研修の実施

母・子担当ケース会議を定期的開催して支援のプランニングを行い、実践していきます。支援のプランニング、アセスメントは2名以上で行う事で、職員の独りよがりの支援をなくして行きます。支援経過については上司に報告し助言をもらい、よりよい支援方法を習得します。人権研修も外部講師を招いて行います。

(4)職員の資格取得のための取り組み

法人が定めた「国家資格等取得者に対する助成要領」による資格取得に対する助成制度を活用し、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格など、より専門的な支援ができるよう資格取得を目指して行きます。

7 各種団体との連携と地域交流

(1) 広報紙の発行・配布

発行回数：1回／月（ブルーインターだより）

配布先：入所世帯

(2) 各種団体との連携

入所者一人ひとりのニーズに合った支援をするために、婦人相談所、児童相談所、警察、弁護士、各学校、各福祉事務所、市役所、各種病院等と連携をとりながら必要に応じて、関係者会議を開催し情報を共有し理解を深めていきます。

①要保護児童対策地域協議会

②各種ケース検討会

③ネットワーク会議 2ヶ月に1回

④小学校情報交換会 3ヶ月に1回（施設、学校）

⑤小、中学校ケース会議 随時（担当者、担任）

⑥保育園との情報交換会

(3) 各種行事を近隣住民の方にご案内し、交流を行います。また、地域でのボランティア活動として、子どもたちと、校区内のゴミ拾いも行います。(年4回)

8 年間行事等

別紙のとおり